

平成 2 3 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 3 年 1 2 月 7 日（水）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	1 3
所管事項の報告	1 4
閉会	1 6

文教福祉常任委員会 平成 2 3 年 1 2 月 8 日（木）

付議事件	1 9
出席委員	1 9
欠席委員	1 9
委員外出席者	1 9
説明のため出席した者	1 9
事務局職員出席者	2 0
開会	2 1
議案の説明、質疑	2 2
議案の採決	2 6
所管事項の報告	2 6
請願の審査	3 2
請願の採決	4 1

意見書案の説明	4 1
陳情の審査	4 3
陳情の採決	4 5
閉会	4 5

総務常任委員会 平成 2 3 年 1 2 月 9 日（金）

付議事件	4 9
出席委員	4 9
欠席委員	4 9
委員外出席者	4 9
説明のため出席した者	4 9
事務局職員出席者	4 9
開会	5 1
議案の説明、質疑	5 3
議案の採決	5 9
所管事項の報告	6 0
閉会	6 6

建設経済常任委員会

平成23年12月7日（水曜日）

建設経済常任委員会

平成23年12月7日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（7名）

委員長 滑川公英
委員 高橋利彦
委員 嶋田哲純
委員 宮澤芳雄

副委員長 平野忠作
委員 日下昭治
委員 伊藤保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一哉

説明のため出席した者（22名）

副市長 増田雅男
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 伊藤恒男
水道課長 小長谷 博
その他担当職員 14名

商工観光課長 横山秀喜
兼国民宿舎支配人
建設課長 北村豪輔
下水道課長 増田富雄
農業委員会会長 加瀬恭史
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋
主査 榎澤 茂

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、どうもご苦労さまでございます。

師走に入りまして、不順な天気が続いておりますが、風邪など引かないように、健康で、もう約3週間ですか、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算の1議案についてでありますけれども、どうか十二分なる慎重審査をしていただきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、簡単ですがあいさつとさせていただきます。ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、先ほど議長さんのほうからお話がありましたように、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項の1議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、補正予算につきまして、農水産課関係の予算につきまして、若干時間をいただきまして説明をさせていただきます。

予算書のほうの23ページのほうをお開きいただきたいと思います。

23ページの6款農林水産業費、この中を説明させていただきます。

一番下に、3目農業振興費がございます。説明欄にありますように、1つは、この歳出のほうに説明しまして、あわせまして歳入関係も説明させていただくということでご理解いただきたいと思います。

説明欄のところに1、園芸生産利用拡大支援事業の補助金266万9,000円がございます。これにつきましては、実は県の単独補助事業、千葉県で仕組みました事業、これがあります。有用農地の形骸を防ぐために、認定農業者等が耕作放棄地を借り受けて耕作する場合、必要な機械の導入につきまして支援をする。ただ、管理用機械とかでありましてトラクターは除く、そういうことになっております。補助率につきましては0.2ヘクタール、2反歩以上の再生が3分の1以内、5反歩以上の再生が2分の1以内、1町歩以上の再生が3分の2以内、そういう補助率になっています。

今回、市内の株式会社椿の郷という、そういう事業主体が手を挙げまして、プラウあるいはブースプレアを入れたい、そんなことで、県から2分の1の支援をいただくものでございます。耕作放棄地の再生につきましては、約5反歩を予定している、そういうことでございます。全額県の補助金で農業者へ支援をするということでございます。

その下に農業活性化推進事業、ここの補助金が15万6,000円ございます。これにつきましては、先般、生活協同組合ちばコープ、ここから市内の農業、特に花の生産農業者への支援、そういうことで15万6,000円、寄附をいただいております。寄附者の目的に従いまして、花の生産農家への補助金を仕組ませていただきたいというふうに考えております。

花の生産農家、現在、旭市花卉生産者協議会、組織してございます。ここで、暮れに仮設住宅の避難住民の方々に正月用の花を贈りたい、そんなことで事業を考えているということで聞いております。

それではページのほうは、31ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

31ページのほうに、11款災害復旧費がございます。上から説明をさせていただきます。

2目に農業用施設災害復旧費がございます。これにつきましては、説明欄にありますように、工事請負費、災害復旧工事を200万円ほど計上させていただきました。これにつきましては、いいおか荘の前に、実は市有の保安林がございます。あそこが津波をかぶってですね、現在、松が相当枯れてきております。そんなことで、ここの市有の保安林につきましては、実は県がモデル的に今回、保安林整備をやっていただける、そういうことで県との話し合いがつけました。この12月中旬には契約をして、来春に向けて保安林整備をする。一概に全部できませんで、あの保安林の東のほうから今回73メートル、保安林整備をするということでございます。そこの県が植栽をしますけれども、旭市につきましては植わっています枯れた松、こういうものの運搬処理、これを市で実施をするということで200万円計上させていただきました。

あの植栽につきましては土盛りをしまして、土盛りも旭市で発生しました災害の土、発生しました土を使用する、そういうようなことで今回200万円計上をさせていただきました。これはあくまでも枯れた松の運搬処理費ということでご理解いただきたいと思います。順次、今回、73メートル入れまして、西のほうへ県が来年度以降実施をするということになっております。

その下に、負担金補助及び交付金の中に、農業用排水路工事補助金がございます。この補助金1,635万円につきましては内容でございますけれども、市内では4つの土地改良区がございます。この土地改良区が管轄している農業用施設、排水路あるいはパイプラインあるいは農道、そういうものに大きな被害が出たわけでございます。

農林の国庫補助につきましては、災害ですと通常40万円以上のものにつきましては65%という、そういうルールがございます。ただし今回は、大きな災害であったということで増嵩申請等を市で実施をしまして、65%から現時点では96.2%の国からの支援がいただける、そういうことで聞いております。この96.2%で改良区がそれぞれ工事を実施すると。

今回は、96.2%の残りの3.8%、ここにつきまして県が2分の1、1.9%ですか、これを県が追加で支援をすることになっています。この県の2分の1の部分、県の1.9%支援していただきますけれども、市としましてはこれの2分の1、0.95%ですか、この部分につきまして改良区等へ支援をしたいということで今回、事業を実施、補助金を計上させていただいたものでございます。

さらに、市単独としまして40万円未満のものにつきましては、災害事業に該当しませんので、その部分の排水路の新設工事、これは市において単独で50%の補助、あるいはパイプラインの応急補修処理、これにつきましては30%の補助、農地が液状化等でいろいろな計上が整っていない、高い低いができています、そんなことで、農地の整地工事等の補助、これが3分の1、そういう市単独の補助金、そういうものを精査した中で今回1,635万円、これを補正措置をお願いをするものでございます。

その下に、水田除塩事業補助金がございます、313万3,000円。これにつきましては、市内で69町歩ほど、実は塩が入ってきたという、そういう水田が確認されてございます。国の支援をいただきまして10アール当たり4,600円、国からは9割支援いただけるということでございます。10アール当たり4,600円、除塩作業に取り組んだ農業者、あるいはこれから取り組む農業者、そういう方に支援をさせていただくものでございます。

さらにその下に3目水産業用施設災害復旧費、説明欄にありますように、この復旧支援事

業補助金3,575万3,000円がございします。これは、飯岡漁協の施設復旧への支援でございします。市場のモーターあるいはポンプの交換、浄化用レールの、あるいは台車の取り付け修理、あるいはそういう油を送るポンプ、あるいはモーターの交換、電子計量器等の交換、こういうものに対しまして、国から50%、県から20%、合わせまして70%の支援をいただきまして漁業協同組合のほうで工事を実施したいと。残りの30%、これにつきましては、30%ですので半分、15%は漁協の負担、あと残りの15%につきましてはそれぞれ旭市、匝瑳市、横芝光町、ここで船を持っている割合で残りを支援をさせていただく。ちなみに、旭市の負担は約9.0%、こういうものを漁協のほうへ支援をさせていただいて、漁協の施設復旧を図りたい、そういうことでございします。

以上で、農水産課関係の予算につきましての説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは6ページをお願いいたします。

繰越明許費ですけれども、第2表の蛇園南地区流末排水整備事業については、社会資本整備総合交付金事業の増額によりまして、年度内の工事が、完成が見込まれませんので、これによって繰越明許費を設定したものでございします。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課所管の補正予算につきまして補足をさせていただきます。

初めに、同じく6ページのほうをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。

8款3項都市計画費、街路整備事業（谷丁場遊正線）でありまして、本年度に施工を予定しておりました橋げたの製作と橋台部までの盛り土工事が、JRとの協議に日数を要したこと、またさらには用地取得に不測の日数を要していることから、年度内の完成が困難となったため関連する事業費の繰り越しをお願いするものでございします。

次に、飛びまして、補正予算書の25ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、8款3項4目公園費でございします。今回の補正は、説明欄1の公園維持管理費でございまして、干潟地区の萬歳自然公園の維持補修費として499万8,000円を計上したものでございします。先の9月定例会の常任委員会におきまして、所管事項で報告をさせていただいておりますけれども、公園内の展望台につきまして、建築後約21年余りが

経過する中、老朽化が目立ち安全性が危惧されたことから、今般保守点検を行ったものでありまして、調査の結果は展望部に設置している花びら部分、これはツバキの花をかたどったものということですが、この接続部分、溶接部分の腐食が著しく、かなり危険な状況、状態にあることが判明をいたしましたので、この際、この部分を撤去することとし、併せて全体の塗装を施すこととしたものでございます。

ちなみに、この花びらは、1枚分で約270キロありますので、5枚分ですと合計1.35トンの重量となっております。

今後の予定であります、議決をいただいた後、直ちに契約事務を進めまして、3月末の季節、桜の季節までには全体の補修工事を完了させたい、このように考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは25ページ、国土調査費の関係でございしますが、この補正の金額は関係ないわけございまして、その根幹の部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

それは、この国調というのは、具体的には何を目的にするのか。そういう中で、現在までの実施された区域、それとその進捗状況、それからこの国調は、旭市全部終わるのにはどのぐらいかかるのか、まずその辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の進捗状況ですけれども、旧干潟地区ですか、干潟町でやった部分に関しては、今年度で大体調査に関してはほぼ終わるような経過でございます。新たにやっております鎌数地区ですか、それに関してはあともう1年、来年、24年、来年度ですか、来年度で一応取りあえず終わる計画でございます。

今後につきましては、旧干潟町のときから引き継いでいる文書によりますと、今のペースでいくと、まず100年ぐらいかかるだろうということですので、今後においてはその、今後、旭市内を全部続けるか続けないかは今後の情勢によっても決めていくような形になるのかなと。

何が目的かというと、公図と当然現地が違っているわけですから、それを正すというのが目的なのかなという形で考えております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦）　そうしますと、これから100年かかるわけですね。それでただ公図を正すというために、結局それだけの金をかける必要があるのかということですね。その辺どういうふうに思いますか。それと同時に、それではただ公図を正すためだけでは、何のメリットもないですね。それらを踏まえた中で、それは行革の対象になっているんですかね。

これは、行革といいますと、ちょっとここでは話違っちゃうんですけれども、ちょっとその辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英）　高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　国調に関しては、来年度でひとまず休止というかひと段落、干潟地区と干潟地区に隣接する鎌数地区が終わりますので、取りあえず委員さん言われたように、これからすぐ続けるということではなくて、残務がまだ少しございますので、それを一度精査しまして、その後、これから続けていくのかやめるのか、こう考えていくというような形で考えておりますけれども。

○委員長（滑川公英）　高橋委員。

○委員（高橋利彦）　旧干潟の場合ですと、この国調は、正式な面積を出した中で、当時は土地の値上がりもありましたので、税収を増やす意見合いがあったわけです。それが今では、その目的もなくなっちゃったわけですね。

そんな中で、果たしてどうするのか。それと同時に、この面ではちょっと、ここの場所ではあれですけども、結局じゃあ旧干潟は、完了した時点で、結局新しい台帳面積によって課税するということであったわけですからね。その課税となれば、この席ではちょっとあれですけども、そういうことを含めて、じゃ今、国調やったところは、ただやりっ放し、公図を直すのみなんですかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（滑川公英）　高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　のみと言いますと、当然終わって何年かすれば、今言われたように税のほうは、それにあわせてという形になると思いますけれども、のみと言われますと、いろいろあるんでしょうけれども、取りあえずは現況と公図、変わっている部分に関しては、正していくという形でやっていると思いますけれども。

○委員長（滑川公英）　高橋委員。

○委員（高橋利彦）　これ進展しちゃうんですけれども、税となりますと、今度不公平感も伴

ってくるわけですね。その辺、今度は副市長としてはどういうお考えになるんですかね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 確かに高橋委員おっしゃるように、国調をやったところは正しい面積、それで中には増えているところもあるし、恐らく少なくなっているところもあると思います。

現在ちょっと私も不勉強で、誠に申し訳ないんですが、干潟地区においては、新しい国調後で課税しているかどうか、そこまでちょっと把握してないんですよ、申し訳ないんですけども。

いずれにせよ、その辺の不公平感がないように、また県のほうとも、その辺のをちょっと調査させてもらいまして、それで進めていきたいと思いますのでご理解のほうよろしくお願い致します。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 次に、もう1点、それと同じく25ページ、土木費の公園費ですね。これ補正の金額じゃなく萬歳公園ですか、この当初の借り上げた面積ですか、と現在の国調後の面積でどういうふうになっているのか。

そういう中で、結局この借り賃は何を、何をといいますと、当然面積だと思いますが、旧面積でお支払いをしているのか、それとも新面積でお支払いをしているのか、そういう中で、その所有者の税金はどういうふうに、固定資産税ですか。どういうふうになっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず初めに、面積でございます。

当初、昭和63年から賃借をしているわけでございますけれども、当初の面積は4万8,423平方メートルでございます。国調後、これは平成5年7月に実施されておるんですが、これによりまして面積が6万9,551平方メートル、約2万1,000平方メートルほど増えているという状況であります。

それから、賃借料の単価でございますが、当初は平方メートル当たり40円でございます。平成7年4月に50円に改定されております。

この積算根拠ですが、ちょっと私のほうはこの詳しいことは承知はしていないんですけれ

ども、多分に当時の干潟町時代の中で、そういった賃借についての定義があったものと、このように理解しております。

それから、固定資産税の課税についてのご質問がありました。

私もこれ調べてみましたけれども、現時点では台帳面積ということで、旧台帳面積で賦課されている。ただ、地目はすべて原野とかそういった状況でありますので、非常に評価価格としては低いのかなと思いますけれども状況はそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局あれですね、そうしますと、払うのは新しい広くなった面積で払う。

それから、固定資産取るときは旧台帳と。こういう中で、ちょっとそこでギャップがないのか。普通であれば、新しい台帳の面積で払うのであれば、当然その固定資産税だって、新しい台帳面積で取ってしかるべきだと思うんですね、普通であれば。

それと同時に、当初より土地、借上料を上げたということですが、これだと平米50円でしょう。50円ということは1反歩5万円ですね。5万円ということは、旧干潟町、一番いい田んぼでも今は、俗に米2俵と言うんですよ。ですから2俵2万五・六千円、それでその2万五・六千円借り主は払うんですが、土地改良費、これは地主の負担なんです。今1反1万8,000円です。1万8,000円じゃない、8,000円する。そうすると、2万四・五千円で8,000円。1万あれですか、五・六千円ですか、1反ね。それから見ますと、優良農地がそういう賃貸料で、何も利用価値のないといったら語弊あるかもしれない、山林がね、5万円というのはね、やはり高いと思うんですね。

そういう中では、この借り賃も、やはり地域に合った価格ですか、それと同時にこの土地の賃借料ですか、払うのは当然旧面積ですか、それとも固定資産税、その部分だけ上げる、それでないとちょっと理由がつかないと思うんですが、どういうふうに思いますか。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、私も個人的には全くそのとおりだと思います。

それで今後、この公園のほうは継続、現状ではしていかなるを得ないのかなと思っている中ですので、一応ただいまの固定資産税の関係性、それから借地の関係、これはその地主さんのほうと、これ改めて協議のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、萬歳公園は、私は地元の人間として、あの公園行く人は案外少ないんですよね。そういう中で、市はどのぐらい今あそこを利用している人がいるのか、そういう中で、当然この行革の対象になると思うんですよ、費用対効果の中で。この辺どういうふうに考えているのか、今後。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 利用者の状況でございますけれども、基本的にはカウントする手段がございませんので、人数等については承知はしておりません。

ただ、私もたびたび行くわけですが、そこでやはりご老人のご夫婦の方々が散歩をされて、そこで休憩をされて体操して展望台で、それで帰るというふうなことは何度かお会いしてございます。

今後でありますけれども、基本的には先ほど副市長からも申し上げましたけれども、現状の契約がまだ、当初は昭和63年、20年契約でございましたので、19年に再契約をしているという状況ありますので、ですから、基本的には民法上でいけば、契約が今、既に成立しておるわけありますので、今後につきましても、またその辺については十分に検討させていただきたいと思います。

それから、今後につきましては、基本的には行革という部分、話がございましたけれども、これらにつきましては20数年、開設以来たっているという状況の中で、地元のご意見等もありましようと思いますので、今後しっかりと検討していきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと確認、質疑というより確認ちょっとさせていただきたいのと、私、ちょっと理解が間違っではしょうがないなと思って、分かれば修正しますけれども、繰越明許費のほう2点ございますよね。これは、いろいろな遅れは分かりますけれども、22年度から繰り越したものが延びるのか、それか23年度分がもう既にこの時点で繰越明許されなければならないのか、その点簡単にお願いしたいと思います。

それと、23ページですね。農業振興費の中で、これ補助金として2点出ますよね、園芸生

産利用拡大支援事業と農業活性化推進事業、これらの、これは補助金としてこれ出ている、県から当然、これ来るものすべて流すということでしょうけれども、寄附金は違いますけれどもね、事業費等が、ほかにこれもっとあるのかなと思いますけれども、その辺少しできれば補足していただければと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 繰越明許費のご質問にお答えいたします。

昨年度も繰越明許をしてございます。これは都市整備課も建設課も両方出しておりますけれども。

基本的には、繰越明許の予算というのは、再度繰り越すということはできないというのが財政法の中にありますので、基本的に今回計上させていただいたのはすべて23年度予算を計上しております。ですから、22年度で繰り越したものは23年度中に処理をすると、そういったことでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、23ページの、今、日下委員のほうからありました事業費もあるかということで、県の事業ですので、実は県は、最終的には、農業者へ市町村が補助をした場合に市町村に補助をする、そういう書き方をしています。

現在、この遊休農地を活用して機械を入れる、この事業につきましては、県のほうで若干まだ余裕があるよと、ぜひ手を挙げてやっていただきたい。もしそういう、やりたいという農業者の方がいましたらば、耕作放棄地を、これを整備する、これが前提でございます。この冬いろいろできるのかな、そんなことで、県のほうとも、そういう方がいたらつなぎをして、また再度必要であれば3月補正に計上したい、そういうふうに考えています。

事業費は余裕があるところでご理解いただきたいと思います。

（発言する人あり）

○農水産課長（堀江隆夫） 寄附金のほうにつきましては、これは先ほど言いました生活協同組合から15万6,000円いただいたものを、生活協同組合が、趣旨が花の農家へぜひ支援をしたい、そんなことでこれだけです。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治）　じゃ、ということは繰越明許費を、もう既に、この時点で、今年度末には終了できないということの中で、前提で、こういう形になる。私は、できなければ、いっぱいやって、ちょっと個人的に、精いっぱいこれ努力してやりましたけれども遅れたからとして年度末に繰り越しするのかなというのが通常かなと思いましたが、もう既に、これはどうしようもないよということを前提としているということですね。分かりました。

それで、ちょっと農水産課長、それではね、枠があるんじゃないかって、事業費すべてが補助金としてなるのか、あるいはこの260何万円ですか、それは、補助金としては一部であって総事業費は幾らになるのか、それちょっと分かればお願いいたします。

○委員長（滑川公英）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　すみません。ちょっと適切な答弁できなくて。全体の事業費は533万8,520円でございます。その2分の1が今回補助金、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（滑川公英）　そのほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英）　特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英）　これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英）　全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元にあります資料にのっとりまして、若干時間いただきまして説明させていただきます。

これは東京電力の例の原発事故の損害補償の関係でございます。

東京電力では、今、農業者への補償というようなことで取り組んでいただいております。

こういう資料、分厚い資料が、農業者ごとに、請求があれば彼らが渡すという。ただこれは、市から農業者の方に渡すのではなくて、これを請求した方は必ず番号を打たれる、俗に言う背番号ですね。同じ方が2通とらないようにと、2つ、2件同じように請求しないように、そういう配慮だと思います。

ただ、若干東京電力のほうにはつながりますので、必要な方は農水産課のほうにということでもよろしくお願ひしたいと。

その中の資料が、きょうお配りしました資料、中段に対象となる損害ということで、①、②、③、④。①は、逸失利益ということで、これは原発事故におけます、当然得られて、得られるであろう、その利益、これを東電が補償しますよ、②は廃棄処分費用、それと3番目は検査費用、あるいは4番目は追加的費用、こういうものを補償するという、これが大前提でございます。

この資料、ずっとめくっていただきまして、このほかに、実は5ページのところに風評被害ということで出ております。

この風評被害につきましては、いろいろJA等との、JAさんが上のほうにいろいろな陳情活動等していただきまして、千葉県、この旭市、多古町、香取市、ここだけだと思ったんですけども、千葉県全体も原発の風評被害の対象地域ということになっております。

なかなか前年までのいろいろな野菜の単価を、いろいろ見られない方、どれだけ風評被害

で利益を失ったか、これを分らない方については、ここにありますように、5 ページはこういう分類を、野菜類 1、2、3 とかいろいろやっております。

この分類ごとに、最後の 6 ページの資料あります。例えば千葉県ですと、野菜の根菜類は 4 月ですと 26%、これは下がったよと、そういうような形でございます。もし計算できない方は、単純にこの率を掛けていただければいいですよ、そういうことでございます。

どちらか、26 よりももっと下がっている方は、自分で計算した数字を出せばいいわけですが、簡単にこのパーセントを掛けていただいてもいい、こういう資料が東電から出ているということでご記憶いただければと思います。

さらに、11 月末におけます今までの市内の請求状況、J R グループでは、5 回ほど現在まで請求をしております。実測、廃棄処分した分とか出荷できなかった分、あるいは風評被害も含めまして現在まで 10 億 4,200 万円、請求をしているところでございます。この中には、J A が廃棄処分した分、そういうものも含まれております。約 8,000 万円ですか。

そういうようなことで、現在まで J A グループにつきましては、仮払いということで、J A の分も合わせまして 3 億 3,700 万円、全体的には 32% になりますけれども、こういう金額が仮払いされているということで聞いております。

それと、J A に入っていない農業者の方、この方々が問題なわけですが、これにつきましては、農水産課のほうで事務局を持ちまして、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会、こういうものを組織しまして現在まで 3 回ほど請求をしております。請求金額は約 2,000 万円、これにつきましては、なるべく年内にということで東電には話をしてございます。これが野菜の関係。

肉牛の関係につきましては、市内で 15 戸の農家が現在申請をしております。約 5,700 万円、千葉県全体では 4 億 4,700 万円と聞いておりますけれども、これはまだ仮払いされておられません。

水産関係につきましては、請求額が 3 億円ちょっとということで聞いております。190 件、請求をしたわけですが、現在まで仮払いされているのは 1,900 万円というところで 6 件。どうしても水産関係は、巻き網船のみ、ここが 3 月に 5 日間休業しました。この部分にしかまだ払われていない、そういうようなことでございます。

いずれにしても、これから実損を受けた農業者への適切な指導に努めてまいりたいというふうに考えています。

農水産課からは以上でございます。

○委員長（滑川公英） 所管事項の報告ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 1 2 月 8 日（木曜日）

文教福祉常任委員会

平成23年12月8日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

《付託請願》

請願第 4 号 学校図書館の充実を求める請願

請願第 5 号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願

《付託陳情》

陳情第 5 号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情

出席委員（8名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 林 七 巳

委 員 林 一 哉

委 員 嶋 田 茂 樹

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 員 日 下 昭 治

議 員 太 田 將 範

（請願紹介議員）

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（32名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

環 境 課 長 浪 川 敏 夫

保険年金課長 石 毛 健 一

健康管理課長 高 山 重 幸

社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子育て支援課長	林 芳 枝
高齢者福祉課長	石 井 繁	病院事務部長	渡 辺 清 一
庶務課長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院再整備室長	鎚 木 友 孝	その他担当職員	17名

事務局職員出席者

事務局 長	堀 江 通 洋	事務局 次長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今年最後の委員会となりますので、より一層の慎重審議をお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承を願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員、太田将範議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、師走に入りまして、心なしか世間の動きが気ぜわしくなったように感じております

が、東日本大震災により被害を受けました社会基盤整備等におきましては、市内各所でようやくその復旧・復興が目に見えるようになってまいりました。これまで市民の方々よりご指摘をいただいていたところでございますが、社会基盤整備等の復旧にあわせて、市民の皆様方の生活関連における復旧も、これから進められていくものと考えております。

今後も「がんばろう！あさひ」のスローガンのもと、職員一丸となって復旧・復興に頑張っておりますので、議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援をいただきますようお願いをいたします。

さて、本日は、付託されました議案第1号及び第2号の2議案についてご審議をいただきますが、答弁は簡潔明瞭にすべく努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課所管の衛生費の補正につきまして補足説明を申し上げます。

歳出から先にご説明いたします。

補正予算書の20ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業1,609万5,000円の補正は、子宮頸がんワクチン接種費用助成金で、接種者が予定いたしました人数に達しましたために、今後接種を希望する助成者分を追加するものです。

歳入につきましては、12ページに戻っていただき、上段の1節保健衛生費県補助金の説明

欄 1 番、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金769万6,000円です。

以上で説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管に係る予算補正について補足説明を申し上げます。

予算書につきましては、同じく20ページ、5目公害対策費の説明欄1番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業133万7,000円は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の追加をしようとするもので、本年7月に千葉県が、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付要綱を施行したことに伴い、千葉県の補助金が見込まれることとなったため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額しようとするものでございます。

なお、歳入は、12ページでございまして、14款2項2目衛生費県補助金の説明欄2番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金140万円でございます。

続きまして、予算書21ページ、4款2項2目塵芥処理費の説明欄2番、災害廃棄物処理事業費3億4,806万3,000円の追加は、東日本大震災により発生した廃棄物の処理費でございまして、主なものは仮置き場での分別・収集運搬及び処分等の委託料3億3,538万9,000円でございます。補正後の廃棄物処理費の合計は、23億4,846万3,000円となります。

なお、歳入は11ページ、13款2項3目衛生費国庫補助金の説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金8億892万3,000円を見込み、補正前の10億20万円と合わせまして18億912万3,000円となります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課のほうからご説明申し上げます。

31ページをお願いをしたいと思います。

下段のほうになりますけれども、2目社会教育施設災害復旧費1,222万2,000円の補正でございます。東日本大震災の被害によりまして、使用不可能となっておりました飯岡野球場の復旧工事費を計上するものでございます。飯岡野球場につきましては、災害廃棄物の仮置き場といたしまして指定されておりますけれども、終了する見込みとなりましたので今回の補正をお願いするものでございます。

なお、歳入といたしまして、これは11ページになりますけれども、社会教育施設災害復旧費、1,222万2,000円の3分の2に当たります814万8,000円の国庫補助金を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

20ページの感染症の子宮頸がん、本会議で1回1,500円の補助があるという話をしていたね。人数のほうをちょっとひとつもう1回説明してもらえますか。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 1万5,000円。

中学1年生から、何人何人という説明を受けたんですけれども、ちょっとメモが幾らか薄かったもので、もう一度すみませんけれどもお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、子宮頸がんワクチンにつきましては、1人当たり1万5,000円を助成しております。

当初、予定していました人数は490人、延べ回数としまして1,470回を予定しておりました。補正いたしまして1,060人を見込みまして、延べ回数として2,543回を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 景山委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第2号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）についての再度の補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ目をお開きください。

がん患者様に対する治療手段としまして新薬が開発され、従来の入院治療から外来による治療が可能となり、化学療法患者が増加しております。

新棟開院に伴い、従来27ベッドあった化学療法センターが40ベッドとなり、がん患者様に対する件数が、前年比1か月当たりで言いますと約230人の増となり、今1か月当たり730人

となっております。この増収部分として、外来収益に4億円を増額補正願うものであります。

続きまして、外来収益のほとんどが投薬収入であります。主に、化学療法に用いる薬品費としまして3億5,000万円、増額補正をお願いするものであります。また、さらに外来費用の雑損出に1,699万8,000円の増額補正をした理由としまして、薬品購入に伴う消費税を患者様に請求できないことから、この消費税分を計上するものでございます。

次に、養護老人ホーム事業費用に210万円増額補正する理由としまして、震災後、これは直ちには発見することができなかったんですが、暖房設備等の配管に亀裂が見つかり補修をするものでございます。

最終的に、これ今度3ページ目になるんですが、当初予算利益、これが8,193万8,000円、これ税抜きでございました。今回の補正に伴う利益分としましては、差し引きしますと2,662万9,000円でございます。23年度末の利益予定額としましては、1億856万7,000円となる見込みでございます。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 七巳） 化学療法センターのことで、ちょっとお聞きします。

大体一番多い化学療法は、消化器だとか部位がどうだとかいろいろあると思いますが、大体どの辺が一番多い、もしあれ分かりましたらパーセンテージでお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ちょっと、ただいま資料がございませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

○委員長（向後悦世） 林委員、それでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、がん検診一部負担金一覧表をご覧いただきたいと思います。

平成24年度から、各がん検診の検診のときに、受付で表に記載されています自己負担額を負担していただくことにいたしました。

胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診につきましては、検診会場で、前立腺がん検診、大腸がん検診につきましては、各医療機関で支払っていただくことになります。

なお、市民税の非課税世帯及び生活保護受給者につきましては、公費負担で検診を受けられます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは、A 4 横で色刷りのものがございます。こちらのほうをご報告させていただきます。

この図でありますけれども、9 月定例で報告いたしました改修工事、解体工事のエリアを表しております。その一部に変更が生じたので、改めて報告させていただきます。

変更になった部分であります。図の右上に示されておりますように、解体予定であった 5 号館の一部を継続して使用していくというようなものでございます。以前は脳卒中センター、4 階建てであった部分であります。

継続使用の理由ですけれども、今後高齢者の増加によりまして、認知症の患者増も予想されますことから、その動向をいましばらく見きわめるため病床を確保していくというものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、学校教育課の所管事業につきまして報告をさせていただきます。

特に資料はございません。口頭で報告をさせていただきます。

現在建設中の（仮称）旭市第二学校給食センターが、平成24年9月より業務を開始することに伴いまして、現在の学校給食費負担金につきまして、学校給食センター運営委員会等におきまして今後検討をお願いしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、旭市の学校給食につきましては、平成17年7月の合併時に、各市・町で異なっておりました給食費や実施回数のうち、実施回数につきまして年190回に統一をいたしまして、給食費に関しましては第二及び第三学校給食センターを統合し、新センターの建設にあわせて統一することとされておりました。

現在の給食費につきましては、それぞれ第一給食センターにつきましては平成12年4月、第二給食センターにつきましては平成10年4月、第三給食センターにつきましては平成15年

4月に改定されたものでありまして、古くは13年を経過している状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 生涯学習課から、海上キャンプ場の利用再開についてご報告いたします。

海上キャンプ場につきましては、10月22日の大雨により進入路の路肩が崩落し片側通行としておりましたが、その後この崩落が進み、建設課において通行が危険な状態と判断し、11月30日通行止めとなりました。

これに伴いまして、キャンプ場も利用を中止しておりましたが、昨日、碎石敷きならしや看板設置など迂回路の準備ができましたので、すくから利用を再開することにいたしましたので、以上報告いたします。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それではちょっとお聞きしたいんですけれども、病院ですけれども、既に5月に開院されまして、当初は東日本大震災の影響で患者数が減ってしまったというような状況があったそうでございますけれども、それからもう7か月経過しているわけでございますので、その後の患者数は昨年と比較しまして、どのように推移しているのか、まずそれを1点。

それから、新本館が完成しまして、今まで視察者が非常に多いというような話も聞いておりますので、その辺の状況を、分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、房州の亀田病院で看護大学を設置するというようなお話もちょうと耳にしております。そういう中で、今、旭市の看護専門学校が、看護師長はじめ多くの皆さんが全国を歩いて、それぞれ看護師さんを集めているというようなことも聞いておりますけれども、その中で看護師さんが、現在60人定員なんですけれども、どのくらいの応募があつて60人になっているのか。

それと、また研修医なんですけれども、現在医者不足ということで、どの病院でも非常に困っているわけなんです。

そういう中で、中央病院で研修医が本年度、何人くらい採用して、また応募がどのくらいあつたのか、その辺分かりましたらお願いしたいと思います。

また、大学病院もですね、北海道から沖縄まであるわけなんですけれども、特定の大学からの研修医かどうか、全国から集まっているのか、その辺分かればお知らせしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、患者数の増減については、この10月の数字で、前年と比較したものを、ちょっとご報告させていただきます。

10月の時点の外来の、この新患といいまして、新規に旭中央病院を受診される患者さんなんですけれども、10月の時点で、これは1万1,537人が、これは昨年、22年度の数字でございます。

本年になりまして1万2,475人ということで、1年前と比較しますと938人、新規の患者が増加しております。

それから、入院患者におきまして、22年度、1,598人、これが23年度、1,753人ということで、新規の入院患者さんも、これ155人増加ということで、確かに4月、5月については、新棟オープンという中で、入院、それから外来も縮小して、前年よりも大分少なくなっておりますけれども、ここにきて大分その辺が回復され、それから新規の患者さんも増えているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 経理課長、看護師のほうの動向もお願いします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、お尋ねのございました何点かについてお答えしたいと思います。

まず施設見学の件、お尋ねがございましたのでご報告いたします。

新棟が開院いたしまして、4月、5月に関しましては、ちょっと中の運営を充実したいと、診療の業務を充実ということで見学のほうはお断りしております。そして6月以降、11月末の数字でご報告いたしますと、6月から11月までの5か月間で、総数で33件、うち病院関係が9件、行政関係、各市町村、長野ですとか岐阜県、それから市町村関係の見学が4件ほどございます。施設の視察ということでございます。

病院に関しましては、関東を除きますと、一番遠いところだと北海道、そして南のほうですと鹿児島県の病院等が、やはり病院の視察、見学、それからハイブリットオペ室ですとか栄養科を、ニュークックチルという新しいシステムを導入しましたので、その施設見学とい

うことでお尋ねが非常に多数来ております。

そういう意味では、この旭の地名を少しでも知名度を上げたいということで、病院も一丸となって受け入れのほうは受けていっております。

(発言する人あり)

○病院事務次長（石鍋秀和） 入ってます。もうちょっと大きい声で。

○委員長（向後悦世） お願いします。

○病院事務次長（石鍋秀和） はい、分かりました。

ということで受けておりますので、その辺はご報告いたします。

あともう1点なんですけれども、大学の研修医の関係ですけれども、本年の研修医にしましては、昨年30名募集ということで出しております。

この30名の内訳というのがございまして、総合診療科と言いまして、全科を回って、そして2年後には自分の志望する科を希望するのを総合診療科と申します。そのほかに、小児科と産婦人科に関しましてはエキスパートコースという、これは内科とかある科は見るんですけども将来的には、もう自分は最初から産婦人科医になりたい、あるいは小児科医になりたいということで、そういう一つのコースがございまして、これがそれぞれ2名ずつという形で、総数で30名募集しております。今回は、67名応募がございました。ですからそういう意味では、2倍ちょっとという募集の数になっております。

この数なんですけれども、全国で、マッチングと申しまして、病院側も来ていただきたい、あるいはその本人も旭で研修したいというような、1位同士の指名しか実際にはマッチしないという形になっていきますので、これは今年は全国で12位と、12番目の評価を受けたということで2倍ありまして、現実的にその採用が決定していましたのは29名。と申しますのは、先ほどお話ししました産婦人科2名を募集したところが1名しか現実にはちょっと応募がなかったということで、その1名がマイナスになりまして29名がマッチング、フルマッチということで決定しております。

先ほど嶋田委員から、大学はどうなんですかというお話があったんですが……

(発言する人あり)

○病院事務次長（石鍋秀和） 大学の件、学校の研修医の学校……

(発言する人あり)

○病院事務次長（石鍋秀和） 医者、ドクターの、ドクターの出身大学ということも先ほど来ございました。その件もちょっとお話ししますと、大学のまず研修の採用試験のときは、大

学名は伏せて受験をさせております。ですから、その大学をどこを出たとか、ということは一切公表しないということで面接試験をするということで、最初はペーパーテストで振り分けております。ペーパーテストが終わった後に口頭試問、各ドクター数人が、それぞれ面接を行いまして採用を決定していくということになりまして、最終的に採用が決まりますと大学が分かるということでございます。

ちなみに、その今年の結果なんですけれども、北は北海道の大学から南は沖縄の大学まで、全国本当に散らばっていると。もちろんウエートの的には関東が多いんですけれども、大学によって採用する、あるいはしないというようなものではなくて、やはりドクターとして資質があるかどうかということで採用を決めていって、その本人のやる気ですとか、将来医者としてこうなりたいんだというものが明確に打ち出せる先生方を採用していきたいというのが、病院長の意向でございますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 最後の看護学生の応募の状況ということについて私のほうからお答えさせていただきます。

学生のほう、20年度の新入生のときから定員を増やしておりますけれども、当初、19年のころからちょっと減少をいたしまして一時期2倍、それから20年度の応募につきましては一次試験で1.88倍ということで、若干落ちて底入れをしなければいけないということで枠も増やしましたので、広くいい人を集めなければいけないということでリクルート活動もしておりますけれども、この結果として、21年の4月からの新入生の応募ですが、一次試験が2.07倍、それから22年度の方が、一次試験の倍率が3.23倍、23年度、この4月に入ったのが4.32倍ということで、比較的、最近の不景気の影響も受けて、倍率のほうは上昇してきております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 詳細にいろいろご説明ありがとうございました。我々旭市としても、中央病院が全国に誇れる病院だと私は思っております。そういう中で、今お話を聞きますと、研修医におかれましては、29名の方々がマッチングの中で選ばれたということですので、非常にこれはいいことではないかなと、そういうふうに思っておりますし、また看護師さんのほうも年々倍率が高くなって、本年度は4.3人ですか、というような倍率だそうで、非常

にいい結果ではないかなと、そういうふうにも思います。

そういう中で、また視察者も33件ですか、あったということなんですけれども、我々も、自治体病院は、その辺どうか分かりませんが、我々、法人、独法だとか、あるいはそういうような一部事務組合方式の、そういう病院行きますと、視察すると、必ず視察の材料費というか、説明資料の代金を払うわけなんですよね。それで、これだけこれからも多くの方々が視察に見えられた場合に、その辺、説明資料代という形で、少しでもいただければどうかと、そういうような考えがあるんですけれども、その辺はどうなんだろうかね。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 新館について、確かに見学者も増えて、事務的な経費、資料代等、確かにかかっております。

ただ、先日も、開院前にご指摘いただいて、県内の状況等も調べさせていただきました。確かに全国で見ると取っているところもあります。ただ、県内自治体という中では、まだやっているところがございませんので、もうしばらく様子を見させていただいて検討させていただきたいと、こういうことでございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

学校教育課、環境課以外は退席してください。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第4号、学校図書館の充実を求める請願、請願第5号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願の2件であります。

初めに、請願第4号について審査に入ります。

紹介議員であります太田将範議員より説明をお願いいたします。

太田将範議員。

○紹介議員（太田将範） 8月の初めごろに、各学校教育現場のほうに、教育委員会のほうに、全教の方々が、労働組合の方々がアンケートを行いまして、その結果まとめているいろいろな請願ということで出てきていると思います。また、先般、伊藤保議員から同じような内容で一般質問が行われておりまして、議会でも議論がされているところでございます。

これちょっと読みますと、学校図書館は、児童・生徒にとって最も身近な図書館であり、一人ひとりの学びや豊かな情感をはぐくむ上で欠かせない場所となっています。すべての子どもたちにとって利用しやすい学校図書館を整備することは、学校教育における調べ学習の充実や新聞教育への取り組みなど、児童・生徒が自ら調べ、自ら学ぶ力を伸ばします。また、子どもたちが、多くの良書と出会い、本の世界を存分に味わうことで幅広い物事の見方や考え方を身につけ、知識の世界を広げながら、より豊かな社会生活の実現にも資することになります。

ところが現実的には、学校図書館の整備状況は自治体の財政状況に左右され、県内でも専任の学校司書が置かれている自治体は少数にとどまっています。そのため、多くの学校現場では、多忙な職務の間に担当の教職員が図書室の整備を行ったり、保護者や地域のボランティアに整備をお願いしたりしているために、継続的・専門的な視野での読書環境の充実・整備がなされていないのが実情です。学校図書館が、その機能を発揮するためには、十分な額の図書購入費や読書環境の整備、専任・正規の専門職員の配置が不可欠です。

3月の東日本大震災以降、多くの子どもたちが読書によって笑顔を取り戻し、絵本や物語を通して生きる勇気と希望を感じています。すべての子どもたちが、これからの時代を豊かに生きる力を身につけられるよう、下記の項目について請願いたします。

旭市の教育環境は、飯岡中学校の改築が終わりますと、構造面といいますかインフラ面では相当程度整ってくると思います。それから、やはり計画的に図書を増やしていって、中身の問題のほうでも豊かにしていくということは、これからの大きな課題になってくるだろうと思います。

ところが旭市の場合は、合併後、1市3町で、合併後の教育現場というのは、大規模校があつたり小規模校がたくさんあつたりということで、なかなかでこぼが多過ぎるということで、図書の本の数を増やしても、それがどのような形でうまく浸透していくかというのが、ちょっとまだ分かりづらいところがございます。絶対数を伸ばしていくということは、大変必要なことだと思うんですが、この導入された図書が、いろいろな、有効な利用の仕方、学校間で協力し合うとか、市民図書館や東部図書館と協力しながら読書の環境をそろえていくというような長期的な立場に立って学校図書館の環境をも整えていくという、そういった形での施策を行っていただきたいと思います。

具体的に、請願の項目ですけれども、学校図書館費を大幅に増額すること、これについては言うことはございません。すべての市立小・中学校で、学校図書館図書基準を満たすよう早急に財政措置を講ずること、また古くなった本は速やかに修繕・入れかえをすること、これについてもこのとおりだと思います。

旭市の場合は、基準財政需要額相当の図書の購入が行われているということになっておりますけれども、やはり先般の一般質問で行われたように、図書の絶対量が足りないということが分かっておりますので、その辺については議会としても、今後増額の方で検討していただきたいと思います。

3番目に、すべての小・中学校に専門の専門職である学校司書を配置すること、このことにつきましては、高度な学校自治といいますか、教育委員会だとか、そちらの方面の皆さん方の裁量の問題になるのではないかと思いますので、これはお願いという形で、委員の皆様方が考えていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 太田将範議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから、図書に関しましての現状ということでご説明させていただきます。

今回、改訂されました新しい学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ることと明記されておりまして、また千葉県教育委員会が作成しております学校教育指針の中でも、読書活動の充実が強くうたわれております。

こうした国や県の教育施策を受けまして、教育の指針を受けまして、旭市教育委員会では、学校図書の充実を図るべく、各学校の図書の充実を現在図っているところでございます。

本年度につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、中央小学校と第二中学校にそれぞれ200万円、その他の小・中学校に各100万円を充てまして、図書の購入を現在図っているところでございます。

あわせて、市の図書館司書の協力を得まして、各学校の図書台帳の電子データ化も進めておりまして、間もなくすべての学校が完了するという予定でございます。

さらに、今回の震災を受けまして、被災地域の学校に多くの寄附が寄せられておりまして、こうした寄附金も図書の購入に充てられております。このような取り組みを通しまして、新しい本の蔵書数も次第に増えておりまして、学校でも学校図書館図書標準数を超える学校がだんだん増えてきているという状況でございます。

それからあと人的配置の部分でございますけれども、学校教育課といたしましては、まず各学校現場から一番強い要望がございます特別支援教育あるいは外国語活動をサポートする教諭補助員の配置を優先的に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

図書関係につきましては、司書教諭の有資格者を全校に配置するように努めて、当面は司書教諭を中心に学校図書館の充実を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林　七巳）　図書教諭のいる学校名と、いない学校名。これは、義務づけられているわけですね。だから、それで、どこに学校にいて、どこの学校にいないのか、専任が。そのところ、ちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世）　学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅）　司書教諭につきましては、12学級以上の学校には配置しなければならないと、このように法律上定められております。

それで現状でございますけれども、この12学級以上の学校には、すべて司書教諭の有資格者を配置いたしまして、各学校のほうで、いわゆる任命をするという形で対応をしております。

それで、あと12学級に満たない学校、12学級以上の学校は全部で10校ございまして、この10校にはすべております。

それで、12学級以下の学校なんですけれども、そのうち司書教諭が現在、配置されていない学校なんですけれども、豊畑小学校、滝郷小学校、古城小学校、それから琴田小学校、以上4校でございます。

法的には、配置しなくてもいいわけでございますけれども、今後の人事異動で、特に来年度、次年度以降、いわゆるすべての学校に、現在、旭市内で39名の司書教諭の有資格者がおりますので、人事異動等で、すべての学校に一応配置できるようにということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、続いて、請願第5号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

日下昭治議員。

○紹介議員（日下昭治） 紹介議員といたしまして、若干補足というか内容をちょっと説明させていただきたいと思います。

このエコテック最終処分場につきましては、昭和63年度に伸葉都市開発から計画の事前協議書が県のほうに申請されたようでございます。

当時、海上町としまして、最終処分場の設置反対というような宣言をされたような経緯をお聞きしております。その際、当然そのような動きがございましたので、業者のほうもほとんど休眠状態に入ったような状態であったということでございます。ただし、土地等の購入につきましては、若干進んできて、その間に進んでいられたということでございます。ただ、土地の取得につきましては、当時その地区でゴルフ場の計画も持ち上がっておりましたので、地権者はどちらにいつているのか、実際分からなかったのではないのかなと、そんな感じをしております。

そのようなことの中で、当時、10年の事前協議の終了ということが、期限が平成10年5月29日、5月いっぱいということでしたけれども、30、31が土日が入っておりましたので、5月29日が最終の期限だったわけでございます。

しかし、その3日ほど前、26日だと思いますけれども、当時の環境部長より海上町長あてに事前協議書は受理しない旨の、成立しない旨の話があったということもお聞きしております。しかしその中2日くらい、3日、中2日ですね。その間に、事前協議の終了があったと、あるというような通告がされた。それが29日付けであったということでございます。

その間、何があったのか、我々は分かりませんが、かなり執拗なことが県の環境部の中にあったのではないかと、業者からのですね、あったのではないかなということは推測できると思います。

当然そういったことがございますので、10年に入りまして、町には業者が頻繁に来庁されたということもお聞きしています。その中におきましては、一般の方でない、ちょっと何か我々の場を離れた方が来て、恫喝まがいのこともあったというようなこともお聞きしております。

そういうことがございましたので、平成10年に、海上町反対同盟が発足されまして、陳情、県に陳情する、かなりの陳情も行いましたし、反対陳情ですね、そういったものが行われまして、それとあわせて10年8月30日に住民投票も行っております。住民投票の結果はこの文書の中にありますとおり、投票率87.何パーセント、87.3%ですか、そのような投票率は、通常地方選挙、我々の議会の選挙であれ町長選であれ、通常の選挙ではそういった投票率なんか全くない、それであっても87.数パーセント、ほとんどが方が反対の、ノーという反対の意思をしておるわけでございます。

そういったこともございまして、一たんは県が不許可の裁定を出したということでございますけれども、業者の不服申し立て等におきまして、環境省がもう一度県のほうへ差し戻してきたという、審査しろということで、13年3月1日ですか、一応業者に対して許可を出したということがございました。

ただし、その後につきまして、ご案内のとおり、この文書の中にございますように、行政訴訟等を行いまして、1審、2審、最高裁と、当然そこで県は敗訴したわけでございますので、当然のごとくそれで終わると思っていたわけでございますけれども、現実とはそうではなくまだ生きているんだというような、申請書は生きているというような話がございます。そこで、今回そういったものを、ぜひ県のほうで覆すことなく、裁判の結果を重視していただきまして、業者にはっきりした、当然、もう業者、許可書は持っておりませんので、県に返還してございますので、そこで終了していただけるようにしていただきたいというのは願いでございます。

また、皆さん、昨日の千葉日報の新聞記事を持っておるようでございますけれども、市原市から選出されている、市民ネットワークというんですか、会派の山本友子県議会議員が一般質問をされております。本来ならば、この地区の議員にやっていただけるのが一番よいわけでございますけれども、いろいろ事情があるわけだと思います。そういうことで、市原市選出の山本友子県議が質問されております。

その中に、このようなことが出てきたということを、ちょっとお知らせしたいなと思います。

最高裁判決の設置許可取り消しを覆してまで、業者に申請書の出し直しを求める根拠を伺うと、それが1点ですね。当然この、いわゆる申請書に添付すべき環境影響評価書がついていないと、そのようなことにおかれまして、そのようなことについての質問だと思います。

それで、今までも県が、今年の3月までにそういったものを一応補正で出しなさいと。しかし、業者はまだ出ていないと。そしてさらに6月まで延ばして、それまで出ていないと。それで今度は来年の7月まで延ばすような動きがあるということでございます。

もう1点、2点目として、同事業所は、平成10年に木更津の暴力団から資金提供を受けたことが、現在係争中の裁判の事案から明らかになった。暴力団と関係する業者に許可することがあつてはならないと考えるがどうかという、そのような質問でございます。

そういうことを考えていただきまして、いろいろ影響、過日、原発の影響もございました。風評被害がかなり厳しいものがございます。そのようなことがないように、終生、この地区で、そのようなことがないように、ぜひこの際、県知事、そして県議会あてに意見書を提出していただけるよう、その前にあれですね。きょう採択していただきまして、意見書を提出していただけるようお願いいたしまして、雑駁でございますが説明に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、環境課より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、最終処分場の規模等、あるいは現在申請が生きていると言われる、そういった根拠等について、お聞きした範囲でご説明申し上げます。

なお、経緯については、現在日下議員さんからお話があったとおりでございますので、まずその規模でございますけれども、処分場の面積は6万2,196平方メートル、埋め立ての面

積が4万7,854平方メートルと言われるもので、その量は74万2,838立方メートルで、燃え殻だとか汚泥だとか11品目を処分しますよという、そういった計画でございます。

それと、最高裁で、いわゆる上告の不受理が決定されたのが今年の9月9日でございますけれども、千葉県はその許可は取り消されたんだけど申請書はまだ残っていると。それはなぜなんだと我々もお聞きしたところ、いわゆる行政事件訴訟法の第33条第3項ですね。いわゆる判決により手続きに違法があることを理由として取り消された場合は、申請書はまだ有効に生きている。というのは、手続きに違法があるという、そういった理由であれば、まだ申請は生きていると。申請書そのものに変更はないんだからという、どうもその辺の根拠で申請がまだ生きている、そういったことのようにございますけれども、いずれにしても千葉県の許可の事案でございますので、我々の市といたしましては、今後市長が求められるであろう意見の聴取等について、いわゆる旧海上町の住民投票による反対の支持、反対97.58%ですか、97.58%の反対という、そういった住民投票の重みということを考えて、その意見を述べていくと、そういったことになると思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

それでは審査をお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林　七巳）　日下議員でも、それから環境課でもいいんですけども、今現場の状況、どのようになっているのか、私たちちょっとまだ知らないもので、分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世）　環境課長。

○環境課長（浪川敏夫）　現場でございますけれども、掘削して穴があいて、あと仮囲いされている状況で、現在、人の出入りはしていないような状況だと思います。

以上でございます。

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫）　ビニールが敷いてあるかどうか、そこまでは確認してございません。なかなか中、入れないような状態でございます。

○委員長（向後悦世）　日下議員。

○紹介議員（日下昭治）　ではその辺について、分かる範囲であれします。

今、囲いはしてあるということで、中はよく、見えないわけじゃないんです。掘削をして、

土砂はもう搬出されています。

それで、一番裾になるところの擁壁というんですか、コンクリートはある、できてます。

それで、このものにつきましては、業者の確約書も、実は私の手元にあるんですけども、伸葉都市開発が申請されて、エコテックというようなことになっているわけでございます。事業譲渡はしないと、事業の譲渡はしないといいましても、もう伸葉からエコテックになりまして、その間に社長はもう4人くらいかわっています。

それで、これ農業委員会の、農地がございまして一時転用で出ていますので、毎年、農業委員会にかかっているかと思います。

それで、私も農業委員やったときも見たんですけども、そういった状況であると。その後、動きがございませんので、飯場の仮事務所みたいなのは、まだあると思いますけれども、その程度で、全く今動いていないというのが現状ではないかなと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにお尋ねしたい点ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時23分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第4号の審査を終わります。

続いて、請願第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第5号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第4号、学校図書館の充実を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

なお、請願第4号は、具申先が旭市となっておりますので、意見書としては提出しないということにしたいと思います。

ただし、執行部に対しては、意見を述べるということで行きたいと思います。

請願第5号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第5号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（向後悦世） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書の提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長（向後悦世） それでは、請願第5号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第5号の意見書案についてご説明いたします。

座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書（案）

本件は、昭和63年、株式会社仲葉都市開発が県に設置申請を行い、以来20数余年にわたり旧海上町町民の反対の中で今日に至っている。

この間にあって住民投票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を実施し、沼田、堂本、森田三知事に対して反対陳情等も行ってきており、一度は事前協議不調との結論に達しながらも一転して協議成立、あるいは県において不許可の決定をしたにもかかわらず、厚生労働省の指示により許可とした経緯がある。これらの経緯から住民は県行政に対して非常に不信感を抱いている。

昨年9月9日には、最高裁判所において県の上告を退ける決定がなされ、1、2審判決が確定したことは既定の事実である。

また、過去においては数百万トンの不法投棄がなされ、当時の川口順子環境大臣が現地視察に来町し、あまりのひどさに驚いた経緯があり、まさに県産業廃棄物指導担当の行政の不作为というべきである。

ご承知のとおり本市の農業生産額は県下1位を誇り、設置場所周辺の松ヶ谷地区には、百戸余りの住民が清冽な地下水に依存した生活をしている現状である。

知事においては、今回の株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置申請に対して、最高裁判所の判決を誠実に履行することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県議会議長あてでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第5号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

陳情の審査

○委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

保険年金課の入室を求めます。

では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時50分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第5号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 保険でよい歯科診療が行えるようにという陳情ですが、国保担当課としての意見を述べさせていただきます。

歯科診療におきまして、ほとんどの歯の治療は、樹脂素材のような健康保険で認められた歯科材料を使っている限りが保険で適用されますが、一部高価な歯科材料を使う治療、例えば14金とかを超えるような金合金などを使用して見た目をよくする場合や、歯周病の管理のような予防を目的としている場合は保険の適用にならない状況がございます。

したがいまして、医療費が年々増加している中では、悪くなった歯を日常生活に支障のないレベルに回復させる範囲内でしか対応できないというのが、財政上、いろいろな保険者ですか、そういう方々の実情ではないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 国保財政が今逼迫している中、そのような、歯に対して、余り問題がないような診療が行われていると私は思いますので、これは自分では賛成できません。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、陳情第5号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長(向後悦世) 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第5号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないのでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(向後悦世) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時57分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成23年12月9日（金曜日）

総務常任委員会

平成23年12月9日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（5名）

委員長 島田和雄
委員 柴田徹也
委員 大塚祐司

副委員長 飯嶋正利
委員 太田將範

欠席委員（2名）

委員 林 正一郎

委員 林 俊介

委員外出席者（3名）

議長 林 一哉
議員 伊藤 保

議員 佐久間 茂樹

説明のため出席した者（26名）

副市長 増田雅男
行政改革推進課長 林 清明
企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一
税務課長 佐藤 一則
会計管理者 花香 寛源
監査委員兼事務局長 馬淵 一弘

秘書広報課長 伊藤 浩
総務課長 神原 房雄
財政課長 加瀬 正彦
市民生活課長 斉藤 馨
消防長 佐藤 清和
その他担当職員 15名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

東日本大震災から、明後日で9か月をむかえるわけでございます。発生から今日まで、いろいろと市民のために対応していただきました皆様には大変ご苦労さまでございました。今後も、まだまだ復旧・復興半ばというようなことでございますので、十分な対応、対策をよろしく願いをいたします。

議会のほうも、今議会が始まります前に、各常任委員会が行政視察を行いました。震災後というようなことでございまして、それぞれの常任委員会ともに、震災後の復旧・復興といったようなところに標準を合わせまして視察をしてまいりました。

私ども総務常任委員会におきましても、大洗町のほうに視察に行ったわけでございますけれども、そのお話は一般質問でも私、行いましたが、本当に的確な防災無線の放送によりまして、市民の命を救ったというような、そういったようなことでございました。ポイントとしましては、本当に津波に対しまして的確な対応がされていたということでございます。

旭市におきましても、本当に対応はすばらしい対応をされたわけでございますけれども、今後におきましても、大洗町に負けないような、さらに災害に対しましての対応を考えていかなければならないと思いますので、関係者の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

なお、今回の私ども総務常任委員会の視察につきましては、自費で行いました。市の予算に計上されております行政視察費の総務常任委員会分、7名分ですか、70万円につきましては、この防災関係が所管であります総務常任委員会としましては、復興費に充てるというようなことで、委員の皆さんの合意がされておりましたので、そういったことで対処したいと思います。そういうことで、復興のほうに使っていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、佐久間茂樹議員、伊藤保議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 5分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案は、一般会計の補正予算の1議案でございますけれども、十二分に審議をしていただきましてご理解を賜りますようにお願いを申し上げましてあいさつとさせていただきます。ひとつよろしくをお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

ただいま委員長のほうより、災害にかかわる視察研修等のお話がありました。私ども執行部といたしましても、全職員一丸となりまして、復旧・復興に全力で取り組んでおりますので、今後とも議員の皆様方にはご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、先ほど議長のほうからお話がありましたけれども、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項の1議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努

めてまいります。何とぞ可決くださいますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げたところでございますが、改めて予算の規模を説明いたしますと、今回の補正額は4億2,200万円、これを加えました予算規模は326億1,000万円で、前年度の同時期と比較いたしまして14.8%の増となっております。

それでは補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしましては、国・県の補助金、寄附金、諸収入のほかに地方交付税を計上しております。

このうち9款1項1目地方交付税の補正額は1億4,736万3,000円で、普通交付税の留保しておりました額5億9,870万7,000円のうち、今回の補正財源として必要な額を計上しております。残りは4億5,134万4,000円ございまして、今後の補正財源として留保しております。

続いて、普通交付税の代替の財源として、国のほうで見ていただいております臨時財政対策債について申し上げます。

予算書の最後の36ページになります。

地方債の現在高の見込みに関する調書になります。中ほどの23年度中増減見込みの欄の下

から2行目、普通交付税の算定によりまして臨時財政対策債の発行可能額が13億2,970万円に決定されたことから、当初予算額14億8,000万円から1億5,030万円を減額いたします。

一番右側の列になりますが、臨時財政対策債の23年度末現在高の見込みは102億317万9,000円となります。

その下、一番下になりますけれども、一般会計におけるすべての地方債の23年度末現在高の見込額、これは本補正後の今の時点でということで306億2,973万2,000円となります。

そのほかの事業内容につきまして、本会議においてご説明申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第1号の一般会計補正予算（第4号）の人件費につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

一般職の給与明細書でございます。今回の補正は、職員の新陳代謝、人事異動に伴う増減と人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

2の一般職、（1）総括の補正後と補正前を比較しますと、職員数が1人の増、給料が839万1,000円の減、職員手当等が1,091万7,000円の減、共済費が350万6,000円の減となりまして、合計で2,281万4,000円の減というようになります。それで、職員数1人の増につきましては、当初、社会福祉協議会への派遣職員数に関するもので、2人であった派遣職員数を1としたことによる一般会計での増というふうになります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

（2）給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額マイナスの839万1,000円のうち、増減理由別内訳の給与改定に伴う増減分は190万5,000円の減というふうになります。これは、先ほども申し上げましたが、人事院勧告等に基づき給料表を0.2%の引き下げ改定を行うことによるものでございます。

その他の増減分は648万6,000円の減となります。この内容は、退職等のいわゆる新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所用額と当初予算計上額との差額について補正を行うもので、育児休業や休職の欠員による減額も含んでおります。

職員手当等の増減額、マイナス1,091万7,000円のうち、制度改正に伴う増減分につきましては、849万8,000円の減というふうになります。その内訳は、給料の減額改定に伴う期末手

当587万2,000円の減と勤勉手当53万円の減によるものと、それから子ども手当の制度改正による支給月額の変更による209万6,000円の減というふうになります。

なお、子ども手当の支給額月の変更につきましては、平成23年10月分から、これまで中学校修了前の子どもについて、一律1人1万3,000円であったものを、3歳未満の子どもについては1万5,000円に、3歳から中学生までの子どもについて一律1人1万円に変更するというものでございます。また、その他の増減分は241万9,000円の減で、これは人事異動、育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 2点ほどお聞きしたいと思います。

11ページ、交付税の補正ですが、今年度の決定額はお幾らでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

もう1点は13ページですね。臨時財政対策債の減額ですが、今回この補正額は発行可能額の決定によるものだと思いますが、減額に伴う影響等はないのでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 交付税の今年度の決定額ということで、これは普通交付税の額になります。83億1,544万4,000円となります。それで、先ほど当初予算が76億円でしたので7億1,544万4,000円、決定額が増えたということでございます。

それと、13ページの臨時財政対策債の減ということでございますが、臨時財政対策債につきましては、当初、予算を組む段階で、昨年国のほうから示されたのが20.1%の減ですよということであって、それで22年度のを想定して組んであったわけですが、この額、臨時財政対策債自体は、普通交付税の身代わりの財源というような取り扱いをしております、交付税が7億円以上増えている、その中での1億5,000万円の減ということで、相殺すれば……、7億1,500万円で、5億6,000万円以上増えているということで、これは問題がないかと思えます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 公債費に関してなんですけれども、千葉県市町村総合事務組合に69億円、過払いがあるんですけれども、本来旭市役所は26億円、受け取り超過になっているんですけれども、それは中央病院と一本化したということで消えてなくなって、旭市役所はもう共済費、負担金については26億円マイナスの分は返さなくていいと、消えてなくなってしまったという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今のご質問は、先ほど私が説明した今回の補正の直接のことではなくてという部分ですよね。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） 総務課長、答弁は、今、難しいですか。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） ではお願いします。

○総務課長（神原房雄） 確かに、合併する前は別々に支払っていたと、負担金を。今度は、一つになって、合併して一つになりましたので、その中においては旭市としての一本化という部分で、あくまでも総合事務組合はとらえるということなんですけれども、実際問題として旭市としてどうするかというのは、今後の、この間も申し上げましたけれども、28年までは固定をしますがその後に、その負担金の見直しをどうしていくか、率を市町村によって変えていかなければならないだろうと、そういう部分の中において、旭市としてどうするかという部分は検討しなければならないかなと思っています。

以上です。

○委員長（島田和雄） では大塚委員ちょっと、議案の審査の内容とは若干異なりますもので、また後でお伺い、これ終わってからでもいいんですけれども、そういうことでお願いします。

そのほかに、質疑ございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねをいたします。

26ページの消防費、防災行政無線維持管理費337万9,000円でございますけれども、これは説明で防災無線の戸別受信機の外部アンテナの取り付け料だと聞いております。337万9,000円ですから、これはどのぐらいの件数なのか、それで1件当たりどのぐらいかかっているの

か、取り付けは大体どの地域に集中しているのかということではちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、災害対策費の防災行政無線維持管理費の補正額337万9,000円のご質問ですが、これについては、今、委員さんが言ったとおりの受信不良の対応としまして、防災行政無線の戸別受信機の外部アンテナでございます。

当初予算に50基計上してございましたが、ご存じのとおり、今度の災害等も含めまして、かなりの件数が増えているということで、補正によって100基追加をいたしまして合計で150基を予定するものでございます。

100基の補正でございますので、単純に337万9,000円を100で割った部分が、そこにかかる費用とアンテナの金額と、その実際につける費用、それとある程度調査、それも含めた金額としてご理解願いたいと思います。

これについては特に、その災害がありました3月過ぎ、4月から8月までが特に数が多くなっておりまして、申し込みの部分につきましては147件でございます。毎年50件ぐらいの数字で予算要求するんですが、こういう災害という部分がありましたので、その部分で多くなっているというふうに感じております。

特に、どこにそういう外部アンテナのほうが多いのかという部分につきましては、今言いました海岸線の部分と、あと山際、山の下の部分において受信不良があるということの中においての要望が多いということになっています。

各地域ごとの部分については出しておりませんので、これはまた後で出したいと思いますが、今のところ地区ごとに出ておりませんが、要求の部分については147件、その要求の範囲については海岸線と、山を背負っているその下の部分という部分であります。

今回のすべて災害の関係がございまして、防災無線が聞こえないというのは非常にまずいという部分の中で、やはり市民の方も、積極的にそういう部分については連絡をもらっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 災害という話は、災害のときに聞こえなかったから設置してほしいという要望が増えたということですか。災害で、津波でなくなっちゃったから受信機をつけたんじゃないくて、これ外部アンテナでしょう、あくまでも。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、柴田委員おっしゃいましたけれども、要望でございます。災害があったので、心配だから、今までもよく聞こえなかったのをつけてくださいという部分と、流されたという部分、そういう部分もかなりあります。

ですから、戸別受信機を渡すんですけれども、そのときに外部アンテナもお願いしたいという人もいますし、一応うちのほうとしては調査して聞こえない場合に外部アンテナですので、先ほども言いましたけれども、災害によって戸別受信機も増えていますし、その分、外部アンテナが増えている。あとは、聞こえなかったという部分での市民の方の要求というふうに考えています。

以上です。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） どうもありがとうございます。

その地域が、海岸線と山すそにあるという話です。山すそで聞こえないのは分かるんですが、海岸線で何で聞こえないのか。

そしたら、それは逆をいったら、戸別受信機をつけなくて、ではきっと電波が足りないんでしょうから、電波塔なんですか、普通発信する中継地、中継基地、それを造ればアンテナの必要ないんじゃないかと思うんだけど。ちょっと素人考えですけどもお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 先ほども言いましたけれども、増えているには2つの種類がある。

1つは、流されたのという部分の中において、戸別受信機がなくなって、同時にそういうアンテナの部分もつけてもらいたいという部分があります。調査した中では、つけたほうがいいだろうという部分と、山があるので聞こえないというのが両方の部分で、両方ありますということで、なくなった部分の中で。

追加して申し上げますけれども、平地である旧旭市においても、どうしても建物が高いと、そこに隣接する家については、やはり聞こえないというのが結構あるので、そういう部分も結構あります。

以上です。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） この災害がありまして、この防災無線というのは、やはり見直しという
か重要性が再認識されていると思います。

今、戸別受信機の話ですけれども、この防災無線、この外に流す、これはどうしても空気
中を伝わるものですから、ある程度ここに建てればすべてのエリア、カバーできるんじゃない
かなと、当然調査して始まっていると思うんですけれども、風向きによって全く聞こえな
いと。さっき控室で話をしていたら、海岸線の皆さんのところで意外と、風向きによつては
聞こえないという話を聞きましたので、これを機会に、調査をされていると思いますけれど
も、風向き、シーズンによっても変わりますし、再度調査をして、聞きづらいところもある
ようですから、その辺のところに対処していただきたいと思います。ちょっと一言。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回の災害を含めまして、今お話があったように、聞こえないとい
う部分もかなり言われております。新しい外部アンテナ、外部アンテナではなくて、そのパ
ンザマストを新しくつけてもらいたいという要望がありますので、それを含めて、調査をし
た中で、増やすことも前提に検討していきたいというふうに思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に
ついて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、7月から10月にかけて、試行として実施いたしました平成23年度事務事業評価についてご報告させていただきます。

お配りした事務事業評価（平成23年度試行版）結果についてという書類をご覧ください。

1 ページには、事務事業評価の必要性等について記載しております。

本市における財政状況というのは、平成28年度、合併の特例が終わる後から厳しくなることが予想されております。そんな中、限りある行政資源を市民のニーズに合わせ最適に配分していく必要があることから、コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立を目指し事務も改善していくことを目的に実施したものであります。

2 ページをお開きください。

2 ページには、評価対象として抽出した128事業の分類や評価の内容等について記載しております。

個々の事務事業につきましては、予算事業を単位といたしまして、投入した資源、活動の実績、活動の成果を点検するとともに、必要性、有効性、達成度、効率性、これら4つの視点から検証した結果をもとに、事業の方向性として総合評価を行いました。

中段の表をご覧ください。

ソフト事業について、右側のほうにあります91事業、これにつきましては、必要性、有効性、達成度、効率性の4点から、次に2番として、施設の建設・整備事業については、必要性和達成度の2点から、3として、施設の管理・運営事業については、利用度と効率性の2

点から、内部事務については、必要性和効率性の2点から、それぞれ評価をいたしました。

内訳の数については、表に記載のとおりであります。

評価項目の内容といたしまして、必要性については、その下の表にありますが、公的関与、行政が取り組む必要性があるのかないのか、事業が妥当だったかどうか、それから有効性についても、以下についてはその表に記載のと通りの視点で評価をいたしました。

目安といたしまして、総合評価というのをしておりますが、これについてはA、B、C、D、4段階で評価をいたしております。

Aランクは、そのままやっていいだろうというもの、Bランクは、そのままやっていいんだが若干改善の必要があるのではないかというもの、Cについては、内容等についてもう少し改善が必要だというもの、Dについては、抜本的見直しが必要だろうというもの、そういった評価になっております。

3ページをご覧ください。

3ページには、行政内部での評価結果をまとめてあります。

評価につきましては、事業の所管課長を評価責任者として、最初の評価、1次評価を実施いたしました。それを受けまして、ヒアリング等を行った結果を、さらに検討しまして、秘書広報課、行政改革推進課、総務課、企画政策課、財政課、教育委員会庶務課の6課長を評価者として2次評価を実施しております。それぞれ1次評価、2次評価の結果が表に記載したとおりとなっております。

見ていただくと分かるんですが、1次評価に比べて2次評価は若干厳しい結果になっているということでもあります。

ただ、ご覧いただくと分かるんですが、基本的にはA、B、若干の検討は必要だが、やっていくことが適当だというのがそれぞれの事業で多いという結果でありました。

4ページ、お開きください。

4ページには、市民目線の評価、これも必要だろうということで、試みとして、行政改革推進委員の皆様に評価をしていただきました。

これは、時間の都合もありまして、7事業に限ってということでもあります。その結果が4ページに記載してあります。

上から順に、C評価だったものがD評価に落ちたものが1つ、評価はそのままだが指摘事項としてついたものがそれぞれ記載したとおりの結果であります。

これを受けまして、昨年行った事務事業評価、今年度行った事務事業評価、これらをさら

に検討いたしまして、来年からもう少し本格的な事務事業評価に取りかかりたい、そのように考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは初めに、配ってある資料の旭市復興計画骨子というものをご覧いただきたいと思います。

この骨子につきましては、9月の第3回定例議会の本常任委員会でもお配りいたしました。それは、その際、たたき台というか案の段階でありましたけれども、その後、10月21日にこの骨子が決定いたしましたので、本日配布させていただきました。

簡単でございますけれども、5ページから説明をさせていただきたいと思います。

5ページの7番目に計画の基本方針としまして4つ掲げてございます。これが前期の、前期というか基本計画と絡んでいるんですけれども、4つ、被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり。28施策112の事業を掲載しました。

6ページをご覧いただきたいと思います。

この6ページ以降が、その4つの基本方針ごとに施策と事業を並べたものでございます。6ページ、課題を整理しまして、下に施策と事業を紹介しています。6ページから9ページまでが生活再建関係でございます。7施策35ございます。この各ページの右側に県とか市とか四角で囲ってあるのは、この事業主体を意味しております。

10ページをお願いしたいと思います。

10ページは、地域経済の再興であります。10ページから13ページまでであります。5施策27事業を掲載いたしました。

14ページをご覧いただきたいと思います。

14ページから16ページまでは、都市基盤の再生ということでございます。6施策16事業でございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。

ここからは災害に強い地域づくりでございます。17ページから21ページ、10の施策で34事業を予定しているものでございます。

なお現在、1月をめどに、今度は骨子の次の復興計画を作成しているところであります。検討委員会等で十分練ってもらっています。そういったことで、また完成しましたら提出したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、もう1冊、旭市総合計画後期基本計画（たたき台）についてご説明いたします。ご覧いただきたいと思います。同じようなデザインになっていますけれども。

この計画は、平成24年度から28年度まで、5年間でございます。本計画につきましては、庁内関係各課と調整を図りながら、10月18日から26日の地区懇談会や8月25日と11月25日、総合計画審議会のご意見を伺いまして、こういった形で今できているという段階で、あくまでもまだたたき台であります。これからどんどん修正が加わっていきます。

20ページをちょっとご覧いただきたいと思います。

20ページには、後期基本計画の概要が載せてございます。こういった概要でございます。

21ページをご覧いただきますと、ここでまたそのいろいろな事業が並んでおります。

21ページの一番上でございますけれども、基本方針は6つの方針に分けてございます。

その右、施策でありますけれども、42ございます。それからその右に、1番からずっと番号振ってあります。23ページまでですけれども、136項目の施策の展開というのがあります。

さらに、この後に、400を超える事業を並べて、新規追加予定の事業だとか変更すべき事業だとか削除すべき事業だとか、そういったことを今作業しているところであります。

来年2月に詳しいものができます。そういった何百という事業を載せた詳しいものが出ます。ということで、まだ再度見ていただきたいと思います。

また、これについてご意見ありましたら、その都度その都度、またちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、私のほうからは、お手元に配布してあります第9次旭市交通安全計画の概要について報告をいたします。

まず、本計画でございますけれども、これは交通安全対策基本法に基づきまして、千葉県が作成しております交通安全計画との整合を図りつつ作成したものでございます。

まず、策定に当たっては、法に基づいて本市に設置しております旭市交通安全対策会議、この対策会議でございますけれども、市長を会長として県の関係団体、海匠地域振興事務所、それと海匠土木事務所のそれぞれの所長、並びに旭警察署、JR関係者をはじめ、本市の交通指導員、また関係各課の長を構成委員として協議、検討し策定いたしました。

それでは、恐れ入りますけれども、計画書の1ページをお願いいたします。

まず、計画の基本的な考え方としましては、上段に書いてございますけれども、人優先を

基本として、交通社会を構成する人と地域、また道路等の交通環境、自動車や鉄道等の交通機関の相互の関連を考慮し、適切かつ効果的な施策を推進するため定めたものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

本計画の目標でございますけれども、中段の2に記載してあるとおり、24時間死者数を2人以下とするとともに、死傷者数を350人以下とすることを目標としております。

それでは、目標を達成するための対策でございますけれども、下段の3、まず高齢者・子どもの安全確保、歩行者・自転車の安全確保、生活道路における安全確保、地域でつくる交通安全の推進、この4つの視点から、一番下段の6つの柱を定めまして、それぞれの安全確保を図るためには本市が何をすべきかを、3ページから24ページまで、それぞれの施策を記載してございます。

また、25ページから27ページまでは、踏切道における交通安全について、その目標と対策について記載しておりまして、まず計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年間でございます。

今後の取り組みでございますけれども、本計画に基づきまして、地域の交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいりますとともに、ただいま企画政策課長からもお話がありました後期基本計画、お手元にたたき台があるわけなんですけれども、その中で、安全で魅力のあるまちづくり、交通安全というところで、各種対策を位置づけてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告ではございますが、何か特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 答弁が必要な質問が1つと、こちらからの意見が1つありますので、区切って伺います。

まず、行政改革推進課、企画政策課、市民生活課、非常によく頑張ってやっていたらと思います。

それで、1つこの前も、以前も提案したことあると思うんですけれども、こちらの行政改革推進課、せっかくこれだけの仕事をしているのであれば、道路や橋などのインフラと一緒に、一括して俎上に乗せてほしいんですよ。

それで今後、施設の更新、廃止、幾らかかるか、年に幾ら、それをやっていただきたい。

進んでいるところは藤沢市なんか、それをやっています。

なぜそれが必要かという、それを目安に新しい事業をやっていかないと、どんどん借金膨れ上がるだけだと思うんです。ですから、ちょっと課が違って難しいとは思いますが、それをやらないと、市民も議員も市長も見えない。私から見ると、ちょっと道路造り過ぎ、道の駅もちょっとお金つぎ込み過ぎじゃないのかなという気がするんで、それは、その予定は今後あるんですか、建設課と一緒に。これだけのものを持っていて、更新するのに年幾らかかりますよと。それから新規事業に対しては、それに対して幾ら積み上げができますよと。将来を見据えて、合併特例債がなくなった後を見据えて、そういうことができるのかどうなのか、教えていただけませんか。

○委員長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） ご指摘の点は、重々承知しているつもりではあります。

ただ、施設の維持管理、それから建て替えにお金がどのぐらいかかるかという部分については、自分たちは特に素人でもあるし、都市整備課だったり建設課だったりとの協議をしながらということになると思うんですが、その部分については、基本計画のほうで、多分、今後必要となる経費については積み上げられるだろうと。それを受けた形で、基本計画ができた後、どうするかは考えたい、そんなふうに考えています。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） ありがとうございます。

それからもう一つ、あまり聞くと課長さんが困ってしまうので答弁は求めませんが、意見ですけども、まず先ほどの問題ですね、26億円、受け取り超過であれば、本来であればその26億円、市役所が積み立てたものじゃないから、中央病院に返さなきゃいけないんですね。

それで、これを突き詰めると、どんな恐ろしいことがあるかというと、第2次市町村の大合併がある。例えばここは周辺の2市1町と合併するとします。私、計算しました。中央病院95億円積み立ててますけれども、一本化という考え方でいくと、その3つが合併したら、中央病院の95億円が消えてなくなるだけじゃなくて、新たに25・26億円、借金背負い込むことになるということを、それをまずご理解していただきたいと。だから、これはあまり放っておいていい問題ではない。

それで、95億円というのは、それは95億円の経済効果じゃない、もっと大きいです。なぜかというと、95億円から年5億円、退職手当返してもらおうとします。今、中央病院は11億

7,000万円払っていて、そのうちの1億7,000万円を退職手当に充てれば、その5億円と合わせて6億7,000万円で退職手当が賄えるんですね、それが19年間。それで、ではそれをすることによって、中央病院は年間10億円浮くんですよ、11億7,000億円の10億円。それが19年間ですから、190億円浮くんです。これをきちっと使うか、放っておいて先送りして合併して消えてなくなるかで、旭市が受ける利益というのは全然変わってくると思いますので、これはもう政治的な問題なので、課長さん方かわいそうだから答弁求めませんけれども、頭の片隅に入れておいていただければいいかと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時47分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄